

一時保育事業について

一時保育事業とは・・・

子育て家庭を支援するため、保護者の傷病等社会的にやむを得ない理由などにより緊急的、一時的に保育に欠ける児童を保育する事業です。

★ 対象児童

- * 市内に住所を有する就学前の児童
- * 入院治療を受ける必要がある負傷者または、疾病にかかっていない児童
- * 伝染病を有さず、他の入所者に伝染のおそれがない児童

★ 保育期間

- * 原則として連続6日間以内とする。（ただし、合計利用日数は月12日を上限とする。）
- * 緊急・一時保育事業を実施する保育園の保育日及び保育時間とする。
（原則として、祝日を除く月曜日～金曜日の 9：00～16：00）

★ 保育料

4時間以上の利用…2,000円

4時間未満の利用…1,000円

- * 児童一人につき、1日あたりの保育料となります。
- * 支払方法・ 利用した月の翌月中旬に納付書を郵送します。
納付書に記載されている金融機関または市役所会計課でお支払いください。

★ 実施保育園

保 育 園	電 話 番 号	住 所
さくらこども園	0537-86-3036	佐倉888-1

- * 保育園の行事等により、希望日に一時保育を受けられない場合があります。
- * 原則としてさくらこども園での実施ですが、個別の事情に応じて、私立園で実施する場合があります。

★ 昼食について

保育中の昼食が必要な場合は、原則としてお弁当とおやつを持参してください。
※おやつは普段家で食べているもので結構です。（市販の幼児用せんべいなど）

★ 申込み方法

御前崎市役所こども未来課に申請用紙がありますので、印鑑を持ってお越しください。
申請理由によっては、診断書等をご提出いただく場合がありますので、個別にご相談ください。
申請書類は、なるべく前月の15日（閉庁日はその前日）までに提出してください。
15日以降に調整をしますが、申込者が多い場合は、ご希望に沿えない場合があります。
急なキャンセルについては、保育料がかかる場合がありますのでご了承ください。

★ その他

初めて利用する園の場合は、事前に園と面談をしていただきます。
児童の状態によっては保育をお受けできない場合があります。
ご家族や親族で保育に協力してくれる方がいる場合はご利用できません。



御前崎市役所
こども未来課 幼保こども園係
電話：0537-85-1120